

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者 様
蒲郡市下水道排水設備指定工事店 様

蒲 郡 市 上下水道部
水 道 課 長 鷹 巢 央 佳
下水道課長 山 口 徹

給排水窓口への提出書類について（通知）

給水装置工事及び排水設備工事にかかる給排水窓口への提出書類について、「給水工事施工基準」及び「排水設備工事施工基準」を守られていない書類が多く見受けられます。つきましては、下記のことについて十分留意し書類提出をお願いします。

記

1 提出書類について

- (1) 別添「記入例」を参考にして適正な書類の作成をしてください。
- (2) 別添「必要書類」を参考にして不足の無いように書類を提出してください。
詳細は「給水工事施工基準」、「排水設備工事施工基準」及び「提出書類確認書」をご確認ください。

※「給水工事施工基準」及び「排水設備工事施工基準」は蒲郡市トップページ、「ページ ID 検索」で「0204675」を入力・検索してください。

「提出書類確認書」は蒲郡市トップページ、「ページ ID 検索」で「0302832」を入力・検索してください。

2 留意事項

- (1) 書類不足や「記入例」が守られていない場合は、書類の受付はいたしません。
- (2) 修正依頼があった場合は、速やかに修正して提出してください。
- (3) 給排水窓口では提出書類の事前確認を行っておりません。提出前に不備がないか確認を行ったうえで提出してください。
- (4) 「給水工事施工基準」及び「排水設備工事施工基準」によりがたい場合は、経営給水担当及び排水設備担当へ相談してください。

お問合せ 担当 水 道 課 経営給水担当（鈴木、荻野）
電話 0 5 3 3 - 6 6 - 1 2 0 6
担当 下水道課 排水設備担当（坂口、五十川）
電話 0 5 3 3 - 6 6 - 1 1 4 0

(案)

記入例（給水工事申込書及び排水設備計画確認申請書）

「給水工事施工基準」及び

「排水設備工事施工基準」より抜粋

第1号様式(第2条関係)
第1号様式(第8条関係)

受付番号	水 栓 番 号	第 一 号
	給 水 受 付 番 号	第 号

□ 給水装置工事申込書 ・ □ 排水設備計画確認申請書

蒲郡市長 様

令和 年 月 日

申込者(所有者)
申 請 者 住 所

〒

氏名

①

電話番号

— —

- 水道施設分担金及び手数料については、蒲郡市水道事業給水条例及び蒲郡市水道事業給水条例施行規程を契約の内容とすることに合意し、同条例第4条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。
- 蒲郡市下水道条例第5条の規定により次のとおり申請します。

申込にあたり、土地・家屋及び既設給水装置の権利者と申込者が異なる場合は、民法第213条の2又は第213条の3の適用があるときは同法213条の2第3項の通知をし、適用がないときは権利者の同意を得ます。

装置設置
場 所

蒲郡市

(区画整理 街区 仮 番 ② (建物名 部屋))

給水装置

工 事 種 別	□新設 □改造 (建替 ・ 増径 ・ 減径 ・ 位置変更) □撤去 □廃止			
種 類	□専用 (□支管分岐) □私設消火栓			
用 途	□家事 □営業 □官公署 □工場 □観光 □船舶 □その他 ()			
給 水 装 置	本 管 □ 径	mm	受 水 槽	m ³
	分 岐 □ 径	mm	支 管 分 岐 号	第 一
	新メーター口径	mm	道 路 工 事	有 ・ 無
	旧メーター口径	mm	分 水 止 工 事	無 ・ 民 ・ 市
第 一 止 水	乙・丙・仕切弁		栓 数	() 栓

排水設備

工 事 区 分	□新設 (新築・浄化槽・汲取り) □増設 □改築 □撤去			
汚水の種類	□家庭污水 □事業污水： 阻集器の種類：			
使用水の種類	□水道水 □井戸 ③ □その他		取付管工事	有(公費)・有(私費)・無
融資あつ旋申込	有・無	概算工事費	円	公共ます費用区分 公費 ・ 私費

工事期間

着手予定日 令和 年 月 日 完了予定日 令和 年 月 日

委 任 状 令和 年 月 日

以下の者に□給水装置工事・□排水設備工事の施行及び工事に関する事務の一切を委任します。

委任者 (申込者)

指定給水装置工事業業者

排水設備指定工事店

主任技術者

責任技術者

道 路 分 移 管 願 令和 年 月 日

給水装置のうち、道路に属する部分は、工事 ④、水道事業者にて維持管理をお願いいたします。

申込者

課 長	主 幹	課長補佐	係 長	係	審 査 / 受 付	経 理 / 管 理
決 裁						

公印使用

裏面へつづく

(案)

①申込者氏名

- ・記名の場合、間違えないか確認すること。
間違いやすい漢字(例) 崎・崎・寄、高・高、広・廣、浜・濱、来・来
- ・印字できない漢字は似た時を印字せず手書きとすること。
印字できない漢字(例) 吉の“土”が“土”、来の三本線が“三”
- ・申込者が外国籍の場合は、外国人登録証明書にある氏名（アルファベット表記）とし、ヨミガナは日本国内で使用しているもの（カタカナ表記）とする。

②装置設置場所

- ・対象となる土地全ての地番を記載すること。
- ・住居表示地域は、地番と住居表示を併記する。
- ・区画整理地内は、地番（底地）と街区番号を記載する。このとき、土地区画整理事業名は、下の例にならって省略事業名で記載する。
区画整理事業名(例)「中部土地区画整理」、「駅南土地区画整理」、「蒲南土地区画整理」

③排水設備

- ・工事期間は長めにとっておくのが望ましい。
- ・融資あつ旋申込がある場合は、有無及び概算工事費を記入すること。

④道路分移管願

- ・道路分給水管を新設する場合などに記名する。

○その他

- ・申込者の個人情報に関する項目の訂正は認めない。（申込書の再提出）

(案)
記入例（給水装置工事図面）

「給水工事施工基準」より抜粋

第1号様式

給水装置工事申込書
の内容と一致してい
るか確認すること

工事業業者名	(有)蒲郡水道	設置場所	蒲郡市旭町17-1
主任技術者 責任技術者	水道 太郎	完了検査日	
氏 名	申請 花子	水栓番号	第1-1111号

給水装置工事図面（■設計図・□完了図）
排水設備工事図面（□設計図・□完了図）

付添図

申し込み箇所が特定できるような位置図
申し込み箇所は赤く表示させること。

断面図 排水設備のみの場合任意

本管口径・管種・土被り・出幅、
道路取付管口径・管種・土被り、
水道メーター口径、
道路内の暗渠等構造物等を明記すること。

立・平面図

縮尺は原則 1/200 おさまらない場合は 1/300 まで認める。
アパート等で A4 が無理な場合は A3 にする。

縮尺 1/200

2F

1F

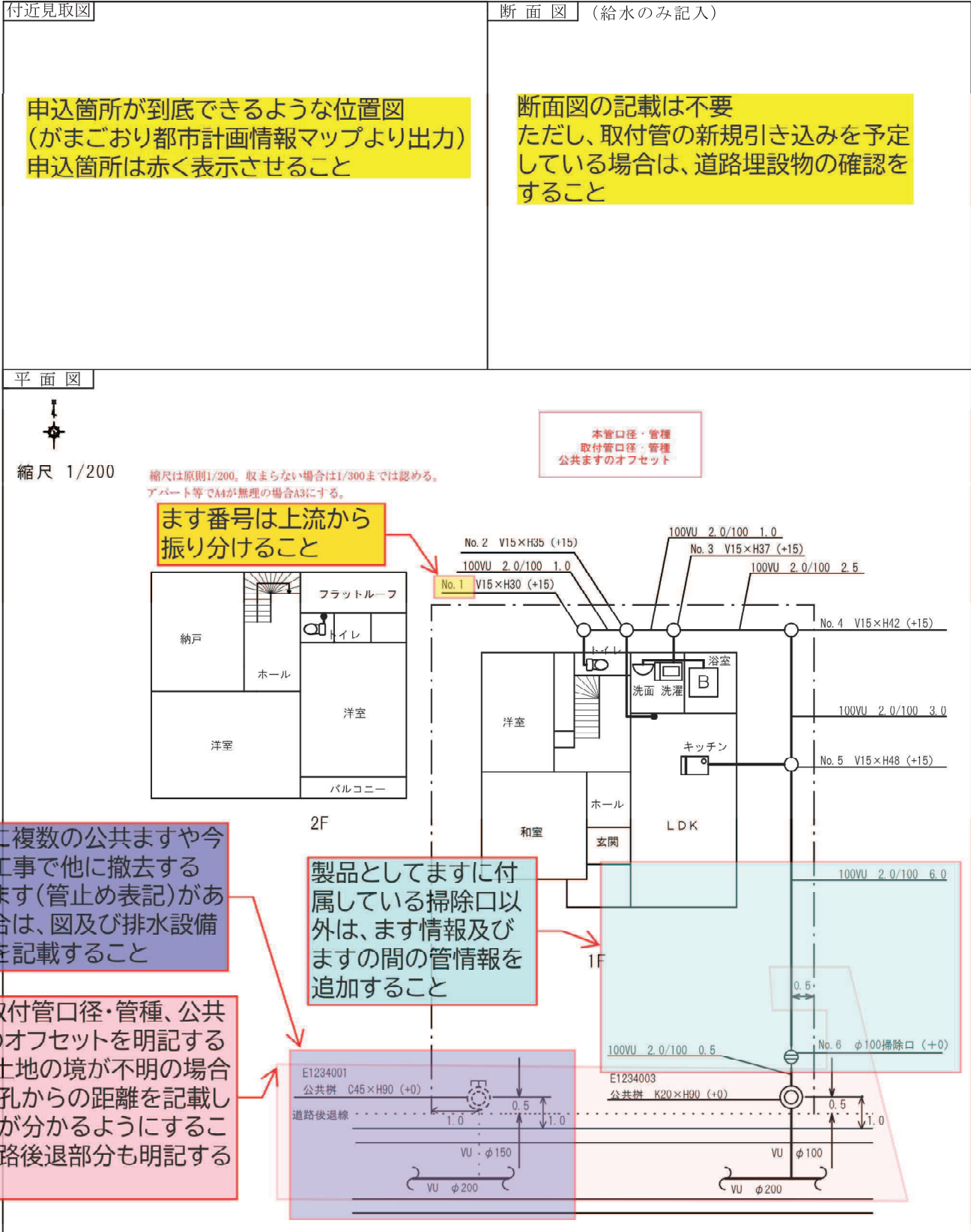
本管口径・管種、
道路取付管口径・管種、
第1止水栓のオフセットを明記すること。（第1止水栓が乙止水栓の場合、
オフセットは乙止水栓の位置）
給湯器がある場合は、この口径を()書きし、
散水栓がある場合には、(散水)と記述すること。

記入例

(排水設備工事図面) 給水装置工事図面(□設計図・□完了図) 排水設備工事図面(■設計図・□完了図)

新設等でまだ番号がわからないときは未記入。
ただし完了の際は確実に記入すること。

工事業者名	(株)蒲郡設備	設置場所	区画整理地内等、長い場合は二行で書く。 蒲郡市旭町17-1
主任技術者 責任技術者	下道 二郎	完了検査日	市役所記入箇所につき、未記入で可能。
氏 名	蒲郡 太郎	排水設備番号	E1234003 (東)、E1234001 (西)



- ・複数のメーターを使用する場合は、各メーターの給水場所が分かるように、水栓番号を記載すること
- ・立面図の記載は不要とする
- ・図の表記方法は別添の表によること
- ・井戸水を使用する場合、井戸使用器具が分かるように明記すること(例:「井戸」、「併用」)を設備の近くに記載)

(案)
記入例 (完了届及び開始届)

「給水工事施工基準」及び
「排水設備工事施工基準」より抜粋

第4号様式(第7条関係)
第5号様式(第11条関係)

受付番号	水栓番号	第 ー 号
	給水受付番号	第 ー 号

☐ 給水装置工事完了届及び給水開始届 ☐ 排水設備工事完了届及び使用開始等届	
蒲郡市長 様 令和 年 月 日	
[指定給水装置工事事業者 排水設備指定工事店] 住所 氏名	
[主任技術者 責任技術者]	
☐ 蒲郡市水道事業給水条例第6条の規定により次のとおり届け出ます。 ☐ 蒲郡市下水道条例第7条及び第14条の規定により次のとおり届け出ます。	
装置設置場所	蒲郡市 (区画整理 街区 仮 番) (建物名 部屋)
所有者	住所
	フリガナ
使用者	住所
	フリガナ
工事完了日	令和 年 月 日
給水装置	① 電話番号 - - ② 電話番号 - - ③ 検査希望日 令和 年 月 日 ④ 工事種別 ☐ 新設 ☐ 改造 水圧検査確認 ☐ 有 ☐ 無 用途 ☐ 家事 ☐ 営業 ☐ 官公署 ☐ 工場 ☐ 観光 ☐ 船舶 ☐ その他 () 口径変更 ☐ 有 ☐ 無 旧 ㎜ → 新 ㎜ 同時閉栓 ☐ 有 ☐ 無 主任技術者検査日 令和 年 月 日 メーター取付日 令和 年 月 日 ☐ メーター取付済
排水設備	⑤ 工事区分 ☐ 新設(新築・浄化槽・汲取り) ☐ 増設 ☐ 改築 ☐ 撤去 使用水の種類 ☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ その他 使用開始日 令和 年 月 日 構成人員 家族 人 ・ 従業員 人 ・ 計 人 使用形態 水道水 ☐ 便所 ☐ ちゅう房 ☐ 風呂 ☐ 洗たく 井戸水等 ☐ 便所 ☐ ちゅう房 ☐ 風呂 ☐ 洗たく ㎥3/月 融資申込み ☐ 有 ☐ 無 精算工事費 円
備考	

① 所有者氏名

- ・給水装置工事申込書及び排水設備計画確認申請書にある申込者の氏名を記載すること。
- ・工事期間中に所有者が変わった場合は、旧所有者名を () 書きすること。

② 使用者名

- ・本水栓番号で現在給水中の場合は現使用者名を記載する。(本書をもって使用者変更はできない)
- ・新設又は本水栓番号で現在閉栓中の場合は、本書をもって使用者として登録される。

③ 検査希望日

- ・検査日は、最短で提出日から2開庁日後(原則火・水・木の午前中)となる。特に希望がない場合は、空欄のまま構わない。日程の確定は前日である。

④ 給水装置

- ・給水装置工事申込書を確認しながらできる限り記述する。

⑤ 排水設備

- ・排水設備計画確認申請書を確認しながらできる限り記述すること。
- ・使用水及び構成人員はこの書類をもって変更可能である。
- ・原則使用開始日＝検査実施日(検査希望日)になるが、検査後の使用者変更後に使用開始する場合はその日付とする。
- ・使用形態は図面内容に合わせて記述すること。

(案)
必要書類(給水)

「給水工事施工基準」より抜粋

給水申請時に必要な書類

☆給水装置工事申込書 第1号様式(上質紙90～135kg)

☆図面

☆位置図(A4版)

- ・公図の写し(新設の場合。区画整理地内は仮換地図で可)
- ・使用材料一覧表(道路工事を伴う場合又は道路分給水管を改造する場合)
- ・臨時用給水申込書・給水装置工事申込書の写し・位置図の写し 各1部(臨時用給水の予定がある場合)
- ・道路占用許可申請等に必要な図書
- ・代用配水管布設願(前面道路に配水管がない場合)
- ・代理人届
- ・総代人届
- ・所有権移転届(料金窓口へ提出)
- ・3階直結直圧給水許可証の写し(3階直結直圧給水の場合)
- ・受水槽承認図(貯水槽水道の場合)
- ・撤去・廃止の給水装置工事申込書(撤去・廃止を伴う場合)
- ・給水装置設置承諾書(既設位置指定道路で配水管型配置となっているものに新たに道路取付管を設置する場合)

☆必須書類

給水完了時に必要な書類

☆給水装置工事完了届及び開始届

☆位置図

☆給水装置工事申込書の写し(A4縮小版)

☆完了写真

※完了写真は、以下のことに注意して撮影すること。

- ・掘削断面内は、陰影に注意し、数値が読めるように撮影すること。
- ・配水管の土被りは、分岐工事が完了した状態を撮影すること。
- ・官民境界から配水管までの距離は、場合によっては申請箇所と反対側の官民境界から配水管までの距離でも可とする。
- ・官民境界から配水管までの距離は、写真で数値が読めないことがよくある。そのため、必要に応じて数値のアップでの写真を撮影すること。
- ・水圧写真の全景は、メーターの上流側に水圧器が接続されておらず、下流側に接続されていることが明らかなよう撮影にすること。
- ・計器近景写真は1.75MPaが掛かっていることが分かるように撮影すること。
- ・給水栓の写真は、工事を実施した箇所だけでなく、すべての給水栓を撮影すること。

- ・開閉栓等受付書類(閉栓中の同口径開栓、口径変更、同時閉栓、使用者変更)

☆必須書類

(案)
必 要 書 類 (排 水)

「排水設備工事施工基準」より抜粋

排水設備工事の申請時に必要な書類

☆排水設備計画確認申請書 第1号様式

☆図面

☆位置図 (A4版)

- ・公共ます等増設申請書 (前面道路に取付管がない場合)
- ・誓約書 (受益者負担金未賦課の場合)
- ・下水道事業受益者負担金徴収猶予取消届出書 (受益者負担金が猶予である場合)
- ・下水道事業受益者負担金変更申告書 (受益者負担金が猶予であり、受益者の変更がある場合)
- ・使用開始等届 (工事中に下水道を休止する場合)

☆…必須書類

排水設備工事の完了時に必要な書類

☆排水設備工事完了届及び使用開始等届 第5号様式

☆位置図 (A4版)

☆図面

- ・完了届一式 (公共ますの費用負担が公費の場合、完了届、出来形測定成果表、工事写真、請求書)
- ・使用開始等届 (アパート散水栓休止分)

☆…必須書類